| | | |
|---|---|---|
| 第五十二条の六十一の七第一項第四号 | 決定により解散したとき | 決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。）を受けたとき |
| 第五十二条の六十一の七第一項第五号 | 破産管財人 | 破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） |
| 第五十二条の六十一の八第一項第四号 | とき | とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。） |
| 第五十二条の六十一の十七第二項 | 事務所 | 事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつては、日本における代表者又は代理人 |
| | 営業所 | 国内における営業所 |
| | 所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在） | 日本における代表者若しくは代理人の所在 |

（金融商品取引法施行令の一部改正）

**第四条**　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四の十五第五項の表協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等及び同法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者の項中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改める。

第十九条の九第六号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第八号中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改める。

（信用金庫法施行令の一部改正）

**第五条**　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の八中「第八十五条の四第一項第八号」を「第八十五条の十二第一項第八号」に改め、同条を第九条の九とする。

第九条の七中「第八十五条の四第一項第二号」を「第八十五条の十二第一項第二号」に、「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同条第二号中「第十三条の四各号」を「第十三条の八各号」に改め、同条を第九条の八とする。

第九条の六の次に次の一条を加える。

（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定の申請）

**第九条の七**　法第八十五条の九の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　役員の氏名

四　法第八十五条の九第二号に規定する協会員の氏名又は名称

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第十条の二第一項中「及び次条」を「、次条及び第十条の四」に改め、同条第二項中「同項」を「同条第三項」に改める。

第十条の三第一項中「みなされた」を「みなされる」に改める。

第十条の三の次に次の一条を加える。

**第十条の四**　次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第八十九条第七項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用金庫電子決済等代行業者（法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。以下この条及び第十三条の七において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は信用金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三　銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四　法第八十五条の十一第三項の規定及び銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五　銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六　法第八十五条の十一第二項及び第八十七条第三項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七　銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八　銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九　銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十　法第八十五条の十一第四項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一　銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、信用金庫電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第十三条第一項中「第八十五条の四第一項第八号」を「第八十五条の十二第一項第八号」に、「第八十五条の四第一項に」を「第八十五条の十二第一項に」に改め、同項の表第十二条の三第一項第二号の項中「第八十五条の四第二項」を「第八十五条の十二第二項」に改め、同条第五項中「第八十九条第九項」を「第八十九条第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。